

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

◇公告 クリーニング師試験の実施
◇雑報 市町村職員共済組合組合会の招集

鳥取県告示第二百六十五号
食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）
第三十五条の四の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者
の登録をした。

昭和三十二年六月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

目次

◇告示 米飯提供業者の登録
土地收用法による土地細目の公表
通信地図修正測量の実施
種畜証明書の返納
肥料検査成績の公表
馬流行性脳炎予防注射の実施
保険医の指定
保険医の指定取消
保険医の診療所変更

登録番号 氏名 名称又は屋号

七一九 岡本 寅二郎 日本食堂株式会社
七二〇 藪内 千鶴子
七二一 森本 栄 三 楽
七二二 中谷 五郎

住所 営業の場所

鳥取市吉方 鳥取市東品治町鳥取駅構内
西伯郡中山町下甲二九一 住所に同じ
鳥取市東品治六六 ” ”
” 五八一ノ一八 ”

鳥取県告示第二百六十七号

土地收用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十一条の規定により土地細目の公告について申請があつたので、同法第三十三条の規定により次のとおり告示する。

昭和三十三年六月四日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 起業者の名称 鳥取都市計画重要幹線街路整備事業 執行者 鳥取市長 入江 昶
- 一 事業の種類 昭和三十三年度鳥取都市計画重要幹線街路整備事業Ⅰ～Ⅱ～Ⅱ号線（片原賀露線）
- 一 起業地 鳥取市田島地内
- 一 収用しようとする土地の所在、地番及び地目並びに土地所有者及び関係人の氏名及び住所 鳥取市田島地内

大字	字	地番	地目		土地所有者	関係人	備考
			台帳	現況			
田島	西土居	五四一	宅地	宅地	鳥取市田島五四一 羽田廉寛知	なし	
"	"	五四二ノ二	"	"	"	"	
"	"	五四二ノ一	畑	畑	"	"	

鳥取県告示第二百六十八号

次のとおり昭和三十三年度第一、四半期通信地図の修正測量を実施する旨広島島郵政局長から通知を受けた。

昭和三十三年六月四日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 作業の期間 昭和三十三年六月一日から昭和三十三年六月三十日まで
- 二 作業の地域 米子市
- 三 測量の方法 平板測量

鳥取県告示第二百六十九号

次の種畜は廃用された。

昭和三十三年六月四日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 種畜証明書番号 名前 種類 飼養者住所氏名
- 昭三一鳥取二 森岡 黒毛 鳥取県日野郡溝口町
- 第三五号 和種 益田 義晃
- " 四〇 上花 " " 江府町 清

鳥取県告示第二百七十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条の規定に基き昭和三十三年一月、二月、三月中に実施した肥料検査の結果は次のとおりである。

昭和三十三年六月四日

鳥取県知事 遠藤 茂

肥料の種類	保証票添附者	検査合格点数	うち不
硫酸アンモニア	三菱化学工業株式会社	三	〇
硫酸アンモニア	東洋高圧工業株式会社	三	〇
石灰窒素	日産化学工業株式会社	三	〇
過りん酸石灰	電気化学工業株式会社	三	〇
熔成りん肥	日産化学工業株式会社	二	〇
第一種複合肥料	神島化学工業株式会社	二	〇
(二月分)	鳥取県中央農業協同組合連合会	四	〇
硫酸アンモニア	別府化学工業株式会社	三	〇

住友化学工業株式会社	三	〇
徳山曹達株式会社	三	〇
神島化学工業株式会社	三	〇
住友化学工業株式会社	三	〇
多木製肥所	三	〇
小野田肥料株式会社	二	〇
日之出化学工業株式会社	二	〇
鳥取県中央農業協同組合連合会	八	〇
吉原製油株式会社	二	〇
三誠商會	三	〇
八幡製鉄株式会社	二	〇
富士製鉄株式会社	二	〇
住友化学工業株式会社	二	〇
多木製肥所	三	〇
小野田肥料株式会社	二	〇

第一種複合肥料 鳥取県中央農業協同組合 九
 連合会 〇
 からし油かす粉 吉原製油株式会社 三
 〇
 鳥取県告示第二百七十一号
 次のように馬流行性脳炎予防注射を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により馬の所有者に対して予防注射をうけることを命ずる。
 昭和三十三年六月四日
 鳥取県知事 遠 藤 茂
 一 実施の目的 馬流行性脳炎予防のため
 二 実施の区域 別表のとおり
 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 馬 ただし生後三箇月以内、分娩前後一箇月以内のものを除く。
 四 実施の期日 別表のとおり
 五 検査及び注射駆除の方法

住友化学工業株式会社	三	〇
徳山曹達株式会社	三	〇
神島化学工業株式会社	三	〇
住友化学工業株式会社	三	〇
多木製肥所	三	〇
小野田肥料株式会社	二	〇
日之出化学工業株式会社	二	〇
鳥取県中央農業協同組合連合会	八	〇
吉原製油株式会社	二	〇
三誠商會	三	〇
八幡製鉄株式会社	二	〇
富士製鉄株式会社	二	〇
住友化学工業株式会社	二	〇
多木製肥所	三	〇
小野田肥料株式会社	二	〇

鳥取県告示第二百七十二号
 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三
 第一項及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第
 二十八条ノ三第一項の規定により次のように保険医を指
 定した。
 昭和三十三年六月四日
 鳥取県知事 遠 藤 茂

氏名	診療科目	診療所名称	所在地	指定年月日
熊野道夫	外科	鳥取赤十字病院	鳥取市西町一	昭和三十三年四月二十三日

 鳥取県告示第二百七十三号
 健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師の指定に
 関する件（昭和二十三年七月厚生省令第三十二号）第八
 条の規定により次のように保険医の指定を取り消した。
 昭和三十三年六月四日
 鳥取県知事 遠 藤 茂

流行性脳炎予防液皮下注射

別表

実施月日	実施区域	実施場所
------	------	------

六月八日	東伯郡赤碕町	同上
六月十三日	東伯郡	同上
六月十四日	東伯郡	同上
六月十五日	東伯郡	同上
六月十六日	東伯郡	同上
六月十七日	東伯郡	同上
六月十八日	東伯郡	同上
六月十九日	東伯郡	同上
六月二十日	東伯郡	同上
六月二十一日	東伯郡	同上
六月二十二日	東伯郡	同上
六月二十三日	東伯郡	同上
六月二十四日	東伯郡	同上
六月二十五日	東伯郡	同上
六月二十六日	東伯郡	同上
六月二十七日	東伯郡	同上
六月二十八日	東伯郡	同上
六月二十九日	東伯郡	同上
六月三十日	東伯郡	同上

診療所	氏名	取消年月日
鳥取赤十字 鳥取市西町一 病院	花房 節哉	昭和三十二年 四月五日

鳥取県告示第二百七十四号
健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師の指定に
関する件（昭和二十三年厚生省令第三十二号）第五条の
規定によつて次のように変更の届出があつた。
昭和三十二年六月四日
鳥取県知事 遠藤 茂

氏名	診療科目	新所在地	旧所在地	変更年月日
大石 誠	内、児、 放、外科	緑町診療所 鳥取市卯垣一五四	鳥取市東品治町一〇	昭和三十二年 四月十七日

公 告

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七
条の規定に基くクリーニング師試験を次のとおり施行す
る。

昭和三十二年六月四日
鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 日時及び場所
- (1) 学科試験
日 時 昭和三十二年六月二十五日 午前八時三十分
場 所 鳥取市二階町四丁目 鳥取保健所
- (2) 実地試験
日 時 昭和三十二年六月二十五日 午後一時
場 所 鳥取市藪片原 明日屋クリーニング店

二 受験資格

旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百四十八号）による
国民学校の高等科を終了した者。
旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中
等学校の二年の課程を終つた者。
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七
条に規定する者又は厚生大臣がこれらの者と同等以上
の学力があると認めたる者。

三 出願期日及び提出書類

受験希望者は、昭和三十二年六月十七日（月曜日）ま
でに次の書類を所轄の保健所に提出すること。
(1) 受験願書（別記様式による二枚）
(2) 履歴書（二枚）
(3) 第二項に掲げる資格を有することの証明書
(4) 戸籍謄本又は戸籍抄本
(5) 写真（手札形で出願前六箇月以内に正面向脱帽
で撮影したもので裏面に氏名、生年月日を記入する
こと。）

(6) 受験手数料五百円（鳥取県収入証紙で受験願書に
ちよう付すること。

四 その他

- (1) 実地試験用としてワイシャツ及びズボン各一枚を
各自携帯すること。
(2) 出願者には受験票を試験前日までに郵送するので
配達不能にならないよう住所氏名を願書に明記する
こと。

(別記)

クリーニング師受験願書
本籍地
現住所（誰々方まで記入する）
氏（ふりがな）
年 月 日生名
氏 名
昭和 年 月 日
鳥取県知事 遠藤 茂殿

今回施行せられるクリーニング師試験を受験したいの
で関係書類を添えてお願いします。

雑報

鳥取県市町村職員共済組合第三回組合会を次の通り招集する。

昭和三十二年六月四日

鳥取県市町村職員共済組合

理事長 野坂寛治

一期 日 昭和三十二年六月十九日 正午

二場 所 境港市上道町 境港市役所

三 附議事件

1 昭和三十一年度決算報告書認定について

2 鳥取県自治会館建設について

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行所 鳥取県鳥取市東町取印所
印刷所 鳥取県鳥取市東町取印所